



家畜衛生だより

令和6年度第1号（山羊・羊） 令和6年4月発行



南部家畜防疫協議会
(公社)千葉県畜産協会
千葉県南部家畜保健衛生所
〒296-0033 鴨川市八色52
電話 04(7092)2304
FAX 04(7092)1434

新年度挨拶 所長挨拶

平素より、家畜保健衛生所業務の推進に御理解御協力をいただき 心より御礼申し上げます。南部家畜保健衛生所長の市沢です。昨年度に引き続きよろしくお願ひいたします。

さて、おかげさまをもちまして、令和5年度は県内での高病原性鳥インフルエンザの発生はありませんでした。これは農場における飼養衛生管理の徹底等、生産者及び関係者の皆様の御尽力によるものと認識しております。しかしながら、国内では今シーズンも令和5年11月25日に佐賀県の採卵鶏農場で国内1例目が確認されて以来、9県10事例の発生を認め、約79.3万羽が防疫措置の対象となっております。例年、5月の連休頃までは発生リスクが高い状況が続きますので、今後も農場へのウイルス侵入防止に向けた取り組みを継続して下さるようお願いいたします。

豚熱については本県での発生はなく、また、現時点では県内の野生イノシシでの豚熱陽性事例は確認されておられません。隣接する茨城県では依然として野生イノシシの感染が確認されており予断を許さない状況が続いております。飼養豚への豚熱ワクチンの確実な接種に加え、飼養衛生管理基準の遵守といった複合的な対策をお願いいたします。

牛の家畜伝染病については、ヨーネ病が依然として全国的に発生しております。今年度は南房総市、木更津市、袖ヶ浦市、館山市の該当地区でヨーネ病定期検査を実施しますので、御協力をお願いいたします。その他、牛ウイルス性下痢や牛伝染性リンパ腫の検査等についても適宜実施して参ります。

なお、家畜伝染病の発生予防を目的とした飼養衛生管理基準各項目の遵守状況等の把握のため、農場への訪問や電話連絡をさせていただくことがございます。御多忙とは存じますが、御協力をお願いいたします。

これからも、君津・安房・夷隅地域の畜産を家畜衛生の分野から支えて参る所存ですので、何卒よろしくお願ひ申し上げます。



令和6年度南部家畜保健衛生所 新体制



所長 市沢 三香
次長 木下 智秀

衛生指導課

課長 木下 智秀(兼務)
副主幹 本橋 優哲*
上席専門員 末政 奈津美
上席専門員 矢嶋 真二
専門員 竹鼻 一也
技師 宍戸 陽祐*

防疫課

課長 田中 なほ子
上席専門員 細野 真司
専門員 佐藤 沙樹
技師 高貫 秀幸
技師 吉浦 風輝*

転出者

石川 直子、平川 智子、山口 敦子

* 転入者

18ヶ月齢以上のめん羊・山羊・鹿が死亡した場合

またはTSE※が疑われる症状を呈した場合は、



『TSE検査』が必要です！



※ TSEとは「伝達性海綿状脳症」のことで、牛・水牛・めん羊・山羊、鹿などの疾病です。

めん羊・山羊のスクレイピー、鹿慢性消耗病が含まれ、神経系の異常を特徴とする法定伝染病です。

死亡した場合（18ヶ月齢以上）や、下記のような症状が見られた場合（全月齢）は、南部家畜保健衛生所までご連絡ください。

めん羊・山羊→脱毛、体の痒み、麻痺、異常歩行、発育不良、無気力化
鹿→体重減少、つまずき、震え、無表情、唾液の増加、嚥下困難、食欲不振、
渴きと排尿過剰、歯ぎしり、頭位異常、耳の下垂

定期報告書の提出をお願いします！

家畜を飼養している方は、毎年、農場ごとに、2月1日時点の家畜の飼養頭羽数、飼養衛生管理状況を、県に報告することが義務づけられています。

まだ定期報告書の提出がお済みでない方は、**4月15日までに提出**をお願いします。

- 2月にお送りした定期報告書提出のお願いの封筒に同封されていた過去の農場の情報に変更がない場合は、南部家保までお電話でお知らせください。定期報告書の提出に代えさせていただきます。
(変更がある場合は、変更箇所を記載して、返送してください。)

お手数ですが、よろしくお願いいたします

千葉県南部家畜保健衛生所 TEL 04-7092-2304 FAX 04-7092-1434

※急性悪性家畜伝染病（口蹄疫等）の早期対応のため、疑わしい症状があれば速やかに連絡してください。